

公益社団法人 日本気象学会
山本賞受賞者選定規程

制定 平成25年（2013年）4月10日

改正 令和 4年（2022年）3月24日

- 1 山本賞受賞者を選定するため、山本賞候補者推薦委員会（以下、「委員会」という。）を設ける。
- 2 委員会は、担当理事を長とする約5名の推薦委員をもって組織し、各委員は理事長が原則として会員の中よりこれを委嘱する。委員は日本気象学会の他の賞の候補者推薦委員と重複しても差し支えない。
- 3 委員会は、原則として当該年の4月1日時点で大学院博士課程（一貫制博士課程の場合は3年次以降）に在籍する者、または課程博士の学位取得後5年以内の者で、基礎研究・応用技術開発を問わず筆頭著者とする優秀な論文を発表した者を、原則として2名選び、選定理由書をつけて6月末までに理事長に報告する。
- 4 理事長は理事会に報告した後、全理事に対して無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
- 5 山本賞は賞状・メダル・副賞（賞金）とし、原則として秋季大会でこれを贈呈する。賞金は1件10万円とする。
- 6 規程の改廃は委員会で審議し、理事会の承認を得て決定する。

附則

- 1 この規程は平成25年（2013年）4月10日から施行する。
- 2 （令和4年3月24日理事会議決）この規程の変更は令和4年（2022年）3月24日から施行し、同日以降に募集する表彰に適用する。

